

## お知らせ

# 01 森林環境税(国税)の課税が始まります

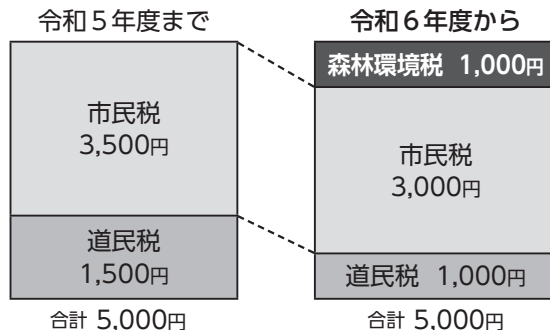


森林環境税は、国内に住所のある個人に対して令和6年度から市民税・道民税均等割と併せて課税される国税です。

市民税・道民税均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき、臨時的に市民税500円・道民税500円が加算されていましたが、この措置が無くなり、新たに森林環境税が課税されます。

- 森林環境税／1人あたり年額1,000円

## 市民税・道民税均等割の改正イメージ



# 02 市民税・道民税の定額減税について



令和6年度税制改正において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、一時的な措置として実施することが決定されました。

### ●対象者

令和6年度市民税・道民税にかかる合計所得金額が1,805万円以下の方

### ●減税額

- ・本人…1万円
  - ・控除対象配偶者または扶養親族(同一生計配偶者、国外居住者を除く)…1人につき1万円
- ※市民税・道民税の所得割から定額減税を行い、減税額が所得割の額を超える場合は、所得割の額を限度額とします。

問 市役所税務課所得課税係 [内線132~134]

### ●実施方法

- ①給与からの特別徴収(給与天引き)の方  
令和6年6月分の給与天引きは行わず、定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分までの11回の分割で給与天引きを行います。
- ②普通徴収(納付書や口座振替等)の方  
第1期分(令和6年6月分)の税額から順次、定額減税を行います。
- ③公的年金等からの特別徴収(年金天引き)の方  
令和6年10月支払分の年金より天引きされる税額から順次、定額減税を行います。

所得税の定額減税については、  
国税庁HPをご覧ください。



## お知らせ

「国・地方共通相談チャットボット」、  
通称「Govbot(ガボット)」の提供開始



問 市役所市民課市民係 [内線112・115]

「Govbot」は、好きな時間に知りたい情報を簡単に入手できる24時間365日、自動対応のチャットボットです。

住民からの問合せニーズが高い、マイナンバー、子育て、医療保険、年金、税、不動産登記、戸籍などのトピックについて、よくある質問(搭載している質問数は、約1,300問)と回答を用意しています。ぜひご利用ください。

## 助成

地域応援元気づくり補助金を  
活用しませんか



問 市役所企画課企画係 [内線236]

市民が主体となって行うさまざまな活動の実施に必要な経費の一部を助成します。

- 補助金額／補助対象経費の全額(上限20万円)
- 補助対象経費
  - ・会場の使用料や備品等の借上料
  - ・講師や協力者等への謝礼や旅費交通費
  - ・周知用広告料や印刷製本費
  - ・事務事業用消耗品や通信運搬費
- 申込期限／5月31日(金)

※補助対象事業や団体、申請の方法などの詳細は、市公式ホームページをご覧ください